

子供たちに未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む 指導と評価の一体化を目指して — 学習評価Q&A —

令和2年6月11日
指導部義務教育指導課

多くの学校において臨時休業が明けて学校が再開し、1週間が過ぎました。各学校では、臨時休業中に児童・生徒が取り組んだプリントやドリルなどにより、家庭での学習状況を把握するとともに、学習内容の定着状況を確認し、指導に生かすよう努めていただいていることと思います。

また、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（学校行事など）をバランスよく指導できるよう、学習活動の重点化を図り、年間指導計画の再構築を進めていただいていることと思います。その際には、指導順序の変更や、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画の立案など、各学校の状況に応じて創意工夫をお願いします。

さて、学校は再開しましたが、「学習がなかなか進まない」、「教科書は終わるのだろうか」など、先生方の心配は尽きないのではないのでしょうか。学校再開に向けて見直した指導計画に基づき、評価規準、評価場面や評価方法などを検討し、評価計画を立て、学校として組織的かつ計画的に学習評価に取り組んでいただきたいと思います。このたび、学習評価を適切に進めるための資料として、「学習評価Q&A」を以下にまとめましたので、各学校で御活用ください。

なお、東京都教育委員会では、各学校が指導と評価を進めるに当たっての参考となるように、7月初旬に、新学習指導要領の趣旨を踏まえた新たな学習評価に関する資料をホームページに掲載する予定です。各学校におかれましては、これらの資料を活用し、新学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価の在り方について、学校全体で再確認していただくとともに、評価の客観性と信頼性を高めながら、指導と評価の一体化を図っていただきたいと思います。

Q 1 学校再開後、学習評価を行う際に、大切なことは何ですか。

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童・生徒の学習状況を評価するものであり、「児童・生徒にどのような力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉えることが重要です。また、児童・生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにすることが必要です。

見直した年間指導計画を踏まえ、臨時休業中の家庭学習や教育活動再開後の学習（学校での学習と家庭学習）の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、総合的に判断した上で評価することが大切です。

学習評価を行う際の留意点

- ◆ 「児童・生徒にどのような力が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉える。
- ◆ 児童・生徒及び保護者に、学校としての評価の在り方について丁寧な説明を行う。
- ◆ 今年度は、小学校は3観点、中学校においては従来どおりの観点で評価を行う。
- ◆ 指導計画に基づき、あらかじめ評価場面や評価方法を明確にし、計画的に評価する。

例 ノート、ワークシート、レポート、作品、活動の様子、ペーパーテスト、パフォーマンステスト等

Q 2 感染症対策を講じてもお感染の可能性が高いため、実施することができない学習活動については、どのように評価すればよいですか。

音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や家庭科、技術・家庭科における調理等の実習など、感染症対策を講じてもお感染の可能性が高いため、実施することができない学習活動を通しての評価については、指導の順序を入れ替えるなど工夫することが必要です。また、年間指導計画における指導の順序を変更するなどの工夫を行った場合は、夏季休業が終了した後、9月以降の学習の成果として評価することが考えられます。

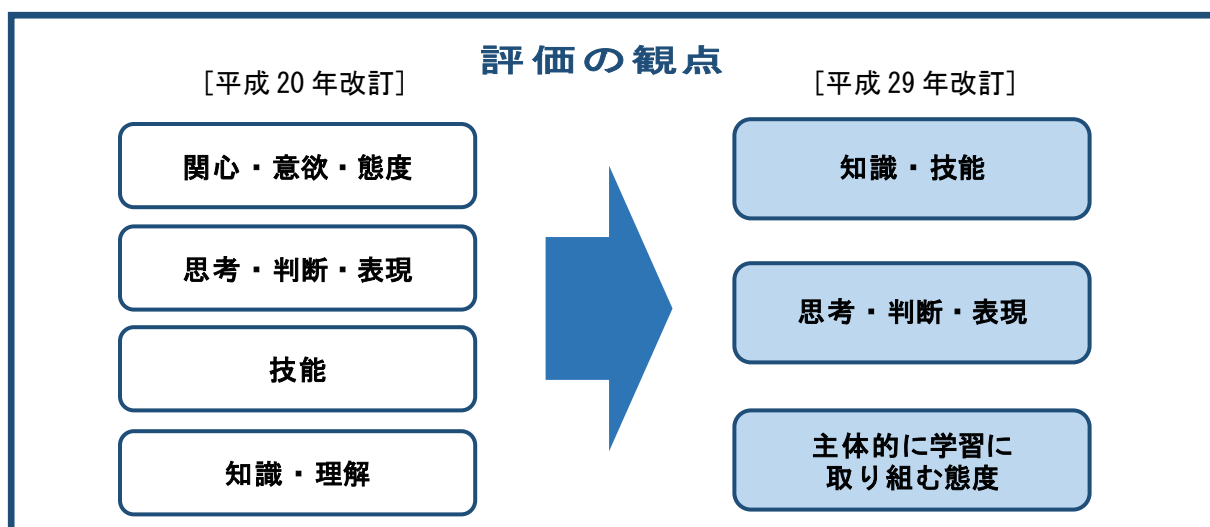
また、例えば、国語科「話すこと・聞くこと」におけるスピーチなどの言語活動について、授業で指導した後、家庭で行ったスピーチを、端末などを用いて録画・録音し、それを基に評価するという考えられます。見直した年間指導計画を踏まえ、評価計画を立てる際、評価場面や評価方法を様々に工夫することが大切です。

Q 3 今年度、小学校、中学校それぞれの評価はどのように行えばよいですか。

平成29年3月に告示された学習指導要領は、小学校では、今年度から全面実施となりましたが、中学校では、令和3年度から全面実施されます。そのため、小学校においては、新学習指導要領に基づいて評価を行い、中学校においては、従来どおり**4観点**で、国語科においては5観点で評価を行うこととなります。

なお、新学習指導要領の改訂では、知・徳・体にわたる「生きる力」を児童・生徒に育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容が「**知識及び技能**」、「**思考力、判断力、表現力等**」、「**学びに向かう力、人間性等**」という資質・能力の三つの柱で再整理されました。

そのことを踏まえ、観点別学習状況の評価については、こうした教育目標や内容の再整理を踏まえて、小・中・高等学校の各教科を通じて、**4観点**から**3観点**に整理されました。



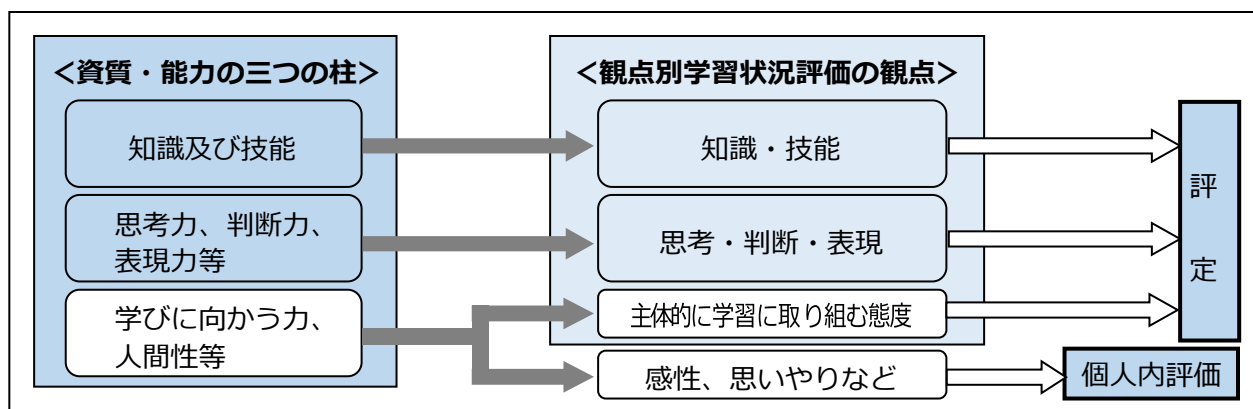
※ 学校教育法第30条第2項では、次のように示されています。

生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

Q 4 新学習指導要領のもとで、「評価の観点」はどのようになりますか。

知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことを目指すに当たっては、各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながらか教育活動の充実を図ること、その際には、児童・生徒の発達段階や特性を踏まえ、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意することが必要です。

各教科における評価は、学習指導要領に示す各教科の目標や内容に照らして学習状況を評価するものです。特に、「学びに向かう力、人間性等」は、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価を通じて見取ることができる部分と、「感性、思いやりなど」などの観点別学習状況の評価にはなじまず、個人内評価を通じて見取する部分があります。



◆ 知識・技能

各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既有的知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかを評価します。

具体的な評価方法としては、例えば、ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮して行うことが考えられます。また、児童・生徒が文章による説明をしたり、各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験をしたり、式やグラフで表現したりするなど実際に知識や技能を用いる場面を設けるなど、多様な方法を適切に取り入れていくことなども考えられます。

◆ 思考・判断・表現

各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価します。

具体的な評価方法としては、ペーパーテストのみならず、論述やレポートの作成、発表、グループや学級における話し合い、作品の制作や表現等の多様な活動を取り入れたり、それらを集めたポートフォリオを活用したりするなど評価方法を工夫することが考えられます。

◆ 主体的に学習に取り組む態度

知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価します。

具体的な評価方法としては、ノートやレポート等における記述、授業中の発言、教師による行動観察や、児童・生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いることなどが考えられます。その際、各教科等の特質に応じて、児童・生徒の発達の段階や一人一人の個性を十分に考慮しながら、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で、評価を行うことが必要です。

□ 評定

観点別学習状況の評価の結果を総括するもので、5段階で評価します。小学校では3段階で評価しますが、低学年では行わないこととしています。

□ 個人内評価

観点別学習評価状況の評価や評定には示しきれない児童・生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するものです。

Q5 「指導と評価の一体化」について、教えてください。

平成29年3月に告示された学習指導要領では、各教科等の目標及び内容が、育成を目指す資質・能力の三つの柱に再整理され、各教科等でどのような資質・能力の育成を目指すのかが明確化されました。これにより、教師が「児童・生徒にどのような力が身に付いたのか」という児童・生徒の学習の成果を的確に捉え、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図る、「指導と評価の一体化」が実現されやすくなると考えられます。

Q6 学習評価に関する参考資料には、どのようなものがありますか。

学習評価に関する参考資料には、次のようなものがあります。

《文部科学省が発表・発出したもの》

- 「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」
（平成31年1月21日 中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会）
- 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」
（平成31年3月29日 文部科学省初等中等教育局長通知）

《文部科学省 国立教育政策研究所が作成したもの》

- 「学習評価の在り方ハンドブック」小・中学校編
令和元年6月 文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター
- 「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」小学校各教科別、中学校各教科別
令和2年3月 文部科学省 国立教育政策研究所教育課程研究センター

《東京都教育委員会が作成したもの》

- 「子供たちに未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む指導と評価の一体化を目指して（仮）」近日公開
新学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価に関する資料を作成しています。
「Ⅰ 理論編」及び「Ⅱ 実践編小学校編」は7月初旬に、「Ⅱ 実践編中学校編」は7月末に東京都教育委員会ホームページにアップする予定です。
- 「適正で信頼される評価の推進に向けて」平成24年3月 東京都教育庁指導部義務教育指導課